

地域 DX モデル横展開支援業務 委託仕様書

1 委託業務名

地域 DX モデル横展開支援業務

2 業務目的

ICT・データ利活用による社会課題の解決に向けて、県内外の地域 DX の優良事例の中から県内地域へ広域的に導入するのに相応しいサービスモデルを抽出し、内容の紹介から事業者との橋渡しまでを行うことで、県内市町への横展開を支援することを目的とする。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

4 委託費

4, 4 0 0 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

兵庫県（以下「委託者」という。）から本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、業務目的を踏まえ、以下の業務を実施する。

(1) 業務内容

①地域 DX モデルの抽出・整理

県内外の地域 DX の優良事例の中から県内市町が連携して導入するのに相応しいサービスモデルを複数抽出し、各サービスの内容を県内市町に紹介する資料を作成する。

抽出するサービスモデルは計 5 件程度とし、デジタル庁のサービスカタログ※の分類を基本に、分野の重複がないように抽出すること。

※デジタル庁「デジタル実装の優良事例を支えるサービス／システムのカatalog」の最新版を参照のこと。

サービスモデルの抽出に当たっては、デジタル庁のサービスカタログなどを用いて分野別に優良事例をリストアップし、各分野のモデル候補となるサービスの提供事業者・導入自治体双方のヒアリングを行い、内容を詳細に把握した上で絞り込みを行うものとする。また、その過程で県内地域の状況・課題に適合したサービスであることを確認するため、委託者と十分協議すること（委託者においては、事務局を務める企画部デジタル戦略課に加え、各分野主管課を交えて協議に対応する。）。

モデルとして抽出した各サービスの紹介資料については、以下 2 種類を作成のこと。

ア) 県内市町にサービス内容を周知する資料（公開。共通様式で情報を整理。デジタル庁のサービスカタログにヒアリング等で把握した内容を追記するイメージ）

イ) 広域導入を具体的に検討する際に必要な情報（システム構成、経費等）を整理した資料（非公開。様式任意。事業者が作成するサービス説明資料のイメージ）

②説明会の開催、事業者との橋渡し

①の作業成果をもとに県内市町への説明会を実施する。県内全市町を対象に、抽出・整理したすべての地域 DX モデルの概要説明を行う説明会を開催するほか、それぞれの地域 DX モデルの詳細を各サービス提供事業者から説明する個別説明会を開催する。

また、委託者の各分野主管課とサービス提供事業者との橋渡しを行う。個別説明会の後、それぞれの地域 DX モデルに係る県内市町の導入意向を把握し、各分野主管課が中心となって導入意向のある複数の市町と連携して導入に向けた調整（デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）申請準備等）を進めるので、委託者の求めに応じて、適宜そのフォローを行うこと。

(2) 運営体制

受託者は、委託者及び関係する事業者、市町等との窓口となる責任者を置くこと。

責任者には、県内外の地域 DX の動向や優良事例を十分把握し、県内市町の地域 DX を支援した経験のある者を充てること。

(3) スケジュール（下記日程を目安に実施すること）

6～8月	地域 DX モデルの抽出・整理
9～10月	説明会の開催、事業者との橋渡し、導入意向の把握
11～1月	デジタル田園都市国家構想交付金申請準備等のフォロー
3月	成果報告書の提出

6 支払条件等

委託者は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。

7 業務実施上の留意点

(1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について委託者と協議の上、業務計画書を作成し、委託者に提出すること。

(2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。

(3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。

(4)本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。事業の全部又は一部を兵庫県の承諾を得ずに第三者に再委託することはできない。

(5) 業務で得られた著作物等の成果物については、委託者に帰属するものであること。

(6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、本業務を行うに当たり、関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する条例（平成8年10月9日兵庫県条例第24号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

9 成果物納品場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県 企画部 デジタル戦略課 スマートシティ推進班

電話：078-362-9013 電子メール：digital_s@pref.hyogo.lg.jp